令和８年度　実習船「海邦丸」船舶用燃料（Ａ重油）購入単価契約書（案）

沖縄県立沖縄水産高等学校　校長　大山　正吾　（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、　　（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は次の条項により契約を締結する。

第１条　納入物品の品名、規格、及び単価は下記のとおりとする。但し消費税は含まないものとする。

品名　　船舶用Ａ重油
規格　　国際海事機関の極低硫黄燃料油規制対応（硫黄分濃度 0.5%以下）
単価　　金　　円／Ｌ（税抜）

第２条　契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条による

第３条　契約期間は、契約締結日から令和９年３月 31 日までとする。

第４条　乙はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときこの限りでない。

第５条　乙は甲の指定する場所において燃料を供給するものとする。

第６条　乙は給油しようとするときは、品質、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。

２　前項の検査の結果不合格と決定した場合は、乙において甲の指定する期限内にこれを良品と取り換え又は不足分の引き渡しを行い、前項の規定に準じて再検査を受けなければならない。

３　前項の取り換えによって生ずる損害は全て乙の負担とする。

第７条　乙が、前条に規定する代替物の引渡し又は不足分の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第８条　乙は納入した物品に対し、第１条に定める単価に法令所定の消費税を加算した金額（円未満切捨て）を甲に請求する。甲は適法な支払い請求書が受理された日から起算して 30 日以内に、当該物品の代金を支払わなければならない。

第９条　経済情勢の著しい変更により、第１条に定める契約単価を改定する必要が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。また、協議は文書にて行うものとする。

第 10 条　乙の責に帰すべき理由により契約が履行されない場合において、甲が損害を受け

たとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 11 条　乙は、引渡期限までに引渡ししないときは、遅滞日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第 109 条の規程に基づく割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第 12 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
(1) 第４条の規定に違反したとき。
(2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができないと明らかに認められるとき。

第 13 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することがきる。
(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
(2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 14 条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降のすべての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置をこうじないときは、本契約を解除することができる。

第 15 条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うもの

とする。

第 16 条　この契約に関して疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印して各自一通を保有する。

令和８年　　月　　日

甲　　沖縄県糸満市西崎一丁目１番１号
沖縄県立沖縄水産高等学校
校　長　　大山　正吾

乙